

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

| 事業主 | 労務管理者 | 安全管理者 | 衛生管理者 |
|-----|-------|-------|-------|
| | | | |

一般社団法人酒田労働基準協会
会長 前田直之

『特定粉じん作業特別教育』のご案内

常時特定粉じん作業に従事する労働者に対して事業者は、粉じんに係る疾病と健康管理、粉じんの発散防止、呼吸用保護具の使用法、作業場の換気の方法等について特別教育を行うことが法令で義務づけられています。（労働安全衛生法第59条第3項）

令和5年6月には、第10次粉じん障害防止総合対策が公表され、粉じん暴露防止対策の重要性と一層の粉じん障害防止措置強化が図られております。

そのため、当協会では粉じん障害に対する一層の認識を深めていただくため、粉じん作業従事者の方々、並びに新たに粉じん作業に従事する方を対象として、下記により鶴岡労働基準協会と共催により開催することといたしましたので、是非受講いただきます様ご案内申し上げます。

記

1. 日 時： 令和6年9月5日(木) 9時30分～15時20分
2. 会 場： 田川建設会館
(鶴岡市余慶町19-1 TEL0235-22-2364)
3. 講習内容：(1) 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 1時間
(2) 作業場の管理 1時間
(3) 呼吸用保護具の使用法 0.5時間
(4) 粉じんに係る疾病及び健康管理 1時間
(5) 関係法令 1時間
4. 申込期限： 8月29日(木) 但し、定員になり次第締切ります。
5. 受講料：基準協会会員 9,790円/名 (内訳：受講料8,900円、消費税10% 890円)
基準協会会員外 14,245円/名 (内訳：受講料12,950円、消費税10%1,295円)
※ テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金(口座番号 136413)

一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『特定粉じん作業特別教育』受講申込書

| | | | |
|-------|--------------|------------|-----|
| 事業場名 | | | |
| 所在地 | 〒 TEL () | | |
| 連絡担当者 | 所属部課 | 氏名 | |
| 受講者 | 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 現住所 |
| | | S・H 年 月 日生 | |
| | | S・H 年 月 日生 | |
| | | S・H 年 月 日生 | |

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 10% 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

現金を協会に持参

月 日に銀行口座に振込

FAX送信 令和6年 月 日

(FAX番号 0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行